

随意契約（相手方指定）調書

件名	不燃化特区木造建築物建替え普及啓発業務委託	No. 5200436
工（納）期	平成29年1月31日	
契約締結日	平成28年7月13日	
契約金額	推定総額 28,168,560円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 (法人番号：1011505001547)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

### 業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>不燃化特区木造建築物建替え普及啓発業務委託</p>
<p>選 定 業 者 (案)</p>	<p>名 称 : 一般社団法人荒川区建築設計事務所協会                  所在地 : 東京都荒川区西日暮里5丁目20番4号鈴木ビル                  代表者 : 代表理事 馬籠 良英</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は不燃化特区に指定されている地域において、老朽木造建築物の建替えを促進し、当該不燃化特区内の防災性を向上させるため、不燃化特区に存する木造建築物の所有者に対して、木造建築物建替え助成制度の普及啓発を行う業務である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件の履行にあたっては、訪問時に区民より木造建築物の建替えに係る相談対応等を求められる場合があることから、建築士有資格者を従事させる必要がある。また、当該建築士有資格者により4,000棟を超える木造建築物の所有者に対し、効率的に普及啓発活動を行うことが求められる。</p> <p>② 上記法人は区内に事業所を置き、30以上の会員を擁していることから、多数の建築士有資格者による効率的な履行が可能である。さらに、上記法人の会員は、耐震診断士としての耐震化推進事業への取組み、及び区民からの建築相談対応等により、区の街づくりに関する施策や区内の住宅の状況等に精通している。</p> <p>③ また、本件業務は区民に対して戸別訪問により行う周知活動であり、さらに訪問する区民の住所、氏名、木造建築物の情報といった個人情報を取り扱う業務であることから、本件業務の履行に当たっては、法人格を有し、かつ責任の所在が明確化されている業者であることが望ましい。</p> <p>以上のことから、上記法人の選定は適切であると判断し、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>そ の 他 特 記 事 項</p>	<p>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>